

新たな生物多様性国家戦略で海洋の保全推進を！

イルカ&クジラ・アクション・ネットワーク

倉澤七生

1. 沿岸・海洋の生物多様性保全の重要性認識～主流化の必要性

- ・第3次国家戦略で初めて沿岸・海洋の項目がたてられ、海洋生物多様性保全の重要性が示された。理念のみで現状分析や課題などの詳細については次期戦略にゆだねられた。
- ・生物多様性条約第10回締約国会議において、海洋生物多様性保全戦略の策定の中間報告と、海洋保護区の設置、海生生物のレッドリストの作成が宣言された。
- ・2011年3月に海洋生物多様性保全戦略が策定された。

2. 海洋生物多様性保全戦略の課題～具体的施策につなげる工夫

- ★各省庁との十分な連携の仕組みが必要。
- ・他の法令（海洋基本法など）との連携が必要。
- ・より広範な専門家の意見や市民の意見が必要。（生物多様性基本法、第21条2項）
- ・空間管理（海洋保護区）と資源管理（漁業）に重点が置かれている。海生生物種の保存を明確化する必要がある。
- ・「基本的な視点」と「展開すべき方向性」の理念に基づく具体的な施策が必要

3. 海生生物のレッドリスト作成上の課題～対象種の限定を取り外す

- ・海洋生物のほとんどは、水産資源として水産庁の管轄→有用魚種に関する資源管理中心なので、生物多様性保全に基づく水産資源の対象外の生物も含めた管理、保全が必要。
- ・今後のレッドリストの作成に関する問題（水産庁との連携の強化とデータ共有）
- ★ジュゴン、汽水域の魚類、貝類以外の『純』海産動物を除外することの問題
- ・指標生物としての海生哺乳類とその絶滅回避の重要性の認識が必須

4. 移動性野生動物種の保存に関する条約（ボン条約）～早期批准

- ・世界116カ国が批准しているが、日本はクジラが含まれることを理由に批准しない
- ・国をまたがって生息し、国境を超えて移動する動物を国際的な協力の下で保全する必要性がある。
- ・データと保全管理の方法などの共有（例えば、鳥インフルエンザなど）